

# 愛知県立豊橋工業高等学校（全日制）いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

### 1 いじめについての基本的な認識

学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる

### 2 学校のいじめに対する基本姿勢

- (1) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策組織」で組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (6) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

### 3 育てたい生徒の力や教師の役割

- (1) 教育活動全体をとおして、生徒が自他の違いを認め合い、問題を解決していく力や周囲への影響を考えて行動できる力、他者と円滑にコミュニケーションできる能力を育む。
- (2) 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

## II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

### 1 「いじめ・不登校対策委員会」について

#### (1) 委員会のメンバー

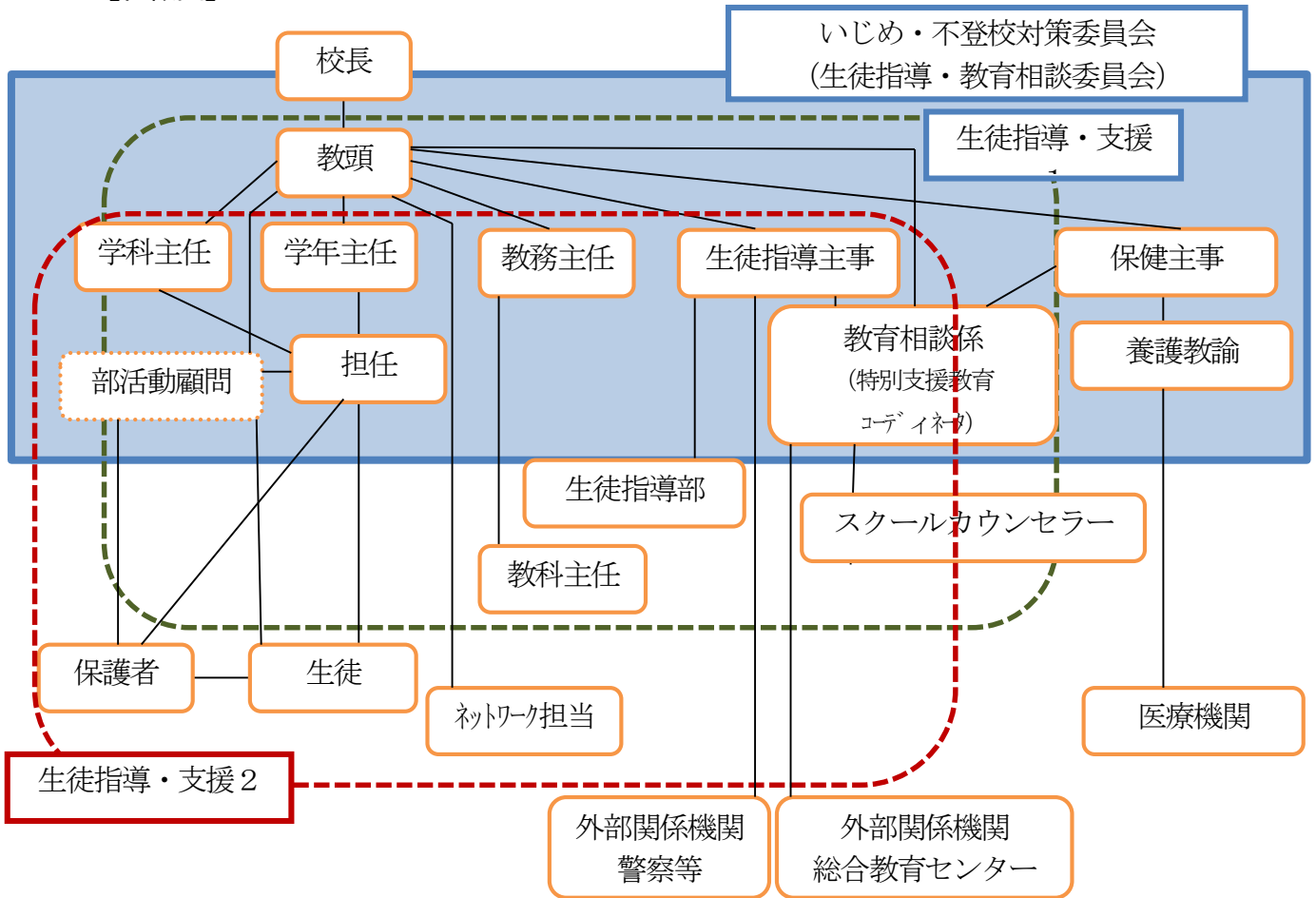
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、教育相談主任、学年主任、学科主任、養護教諭、該当担任

(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。)

#### (2) 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



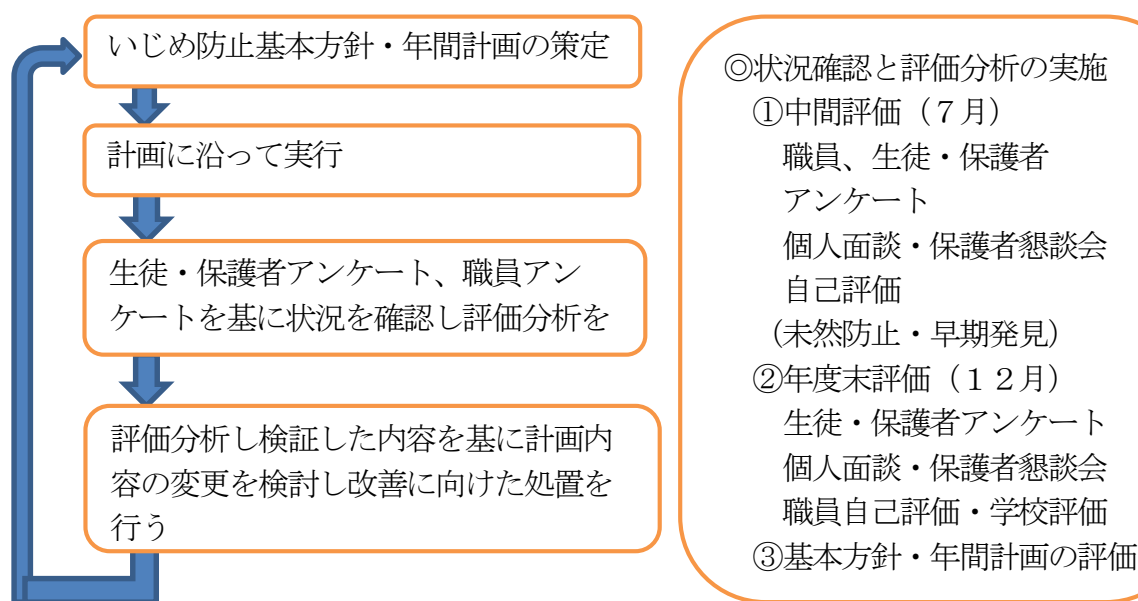
※  、  は、指導・支援チーム。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

## 2 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

### (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施と進捗状況の確認・取組検証

- ① 生徒・保護者を対象にした「生活実態アンケート」の実施（年2回）
- ② 全教職員を対象にした現職研修の実施と「取組み評価アンケート」の実施
- ③ その後「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や評価結果を基に状況を確認し検証する

#### 【取組の検証（PDCAサイクル）】



### (2) 教職員への共通理解と意識啓発

- ① 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
  - ・いじめ未然防止のための取組み
  - ・早期発見のための手立て
  - ・いじめに対する措置
- ② 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ③ 現職研修で、年1回「いじめ」をテーマとした講話などを実施する。

### (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

### (4) いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめの疑いがあるという情報があった場合は、「いじめ防止対策組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の掌握を行い、いじめであると判断した場合は、被害生徒のケアや支援、加害生徒の指導や支援、問題解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで、この組織が責任を持って取り組む。

### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的にを行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実【各学科・進路指導部】</p> <p>○L Tの時間に道徳教育指導参考資料「明日を拓く」を活用した取組の実施（年3回→L T計画参照）【教務部・学年会】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→公開授業週間を設定（6月、11月）【教務部・教科会】</p> <p>○個人面談の実施【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健部】</p> <p>○生活実態アンケートの実施【教務部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権講話・標語・ポスター掲示【生徒指導部】</p> <p>○情報モラル・防犯講話→7月講話【生徒指導部】</p>	<p>○年2回の公開授業、公開部活動の実施（年2回：6月、11月）</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○文化祭一般公開（11月）</p> <p>○OPTA 家庭教育講座兼研修会（年3回）</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策組織」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」（年2回）の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知（「保健だより」「スクールカウンセラーだより」の発行）【保健部】</p> <p>○生活実態アンケート（いじめアンケート含む）の実施（年2回…6月、11月）【教務部・生徒指導部・学年会】</p> <p>○保護者会の実施（年2回…6月、11月）【教務部】</p> <p>○個人面談の実施（年2回…4月、9月）【各学年会】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策組織」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	
点検・検証・見直し		<p>○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施（6月・12月）→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目とし、「中間評価」（9月）及び「自己評価」（1月）を行い、「いじめ対策委員会」でその結果を検証する。</p>	<p>○学校関係者評価委員会（1月実施）で「自己評価」の評価を行う。</p>